

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和8年 1月20日	令和8年 2月3日	市民の声データベースからの受付メール（25-02062） 文書の送付について	部分公開		政策企画室	広聴担当
令和8年 1月27日	令和8年 2月10日	要望等記録制度指針（令和5年4月改正版）	公開		政策企画室	広聴担当
令和8年 1月27日	令和8年 2月10日	文書の送付について	部分公開		政策企画室	広聴担当
令和8年 1月27日	令和8年 2月10日	<p>政策企画室の公開決定（令和8年1月16日付大政第e-115号）では、「25-02598の申出内容がこの規則の対象となる「要望等」に該当するものであるということが確認できる文書」とした請求対象文書として「要望等記録制度指針（令和5年4月改正版）」が特定されています。</p> <p>この公開決定書が届いた日に政策企画室に架電し、「25-02598のどの部分が要望等記録制度で言う『要望』に該当するのか」と質問したところ、「『鶴見区の姿勢を見習うべきです』との記載が該当する」とのことでした。</p> <p>また、この公開決定の備考欄には次の記載があります。</p> <p>実際に要望等として取り扱うかは所管部署において判断するものであるが、受付部署としては25-02598の申出については、3. 要望等(2) 要望等の定義の1点目「個人または団体の要望者から、本市職員の職務上の行為にかかわって、何らかの対応を求める要望、要請等の行為」に該当するとわれる。</p> <p>2. 25-02598の申出が要望等記録制度指針の3. 要望等(2) 要望等の定義に該当するという根拠が分かる文書を公開してください。</p> <p>また、同じ電話で、「要望等記録制度の『要望』と市民の声制度の『要望』とはどのように違い、どのように使い分けているのか」との質問も行いましたが、担当者は「上司に確認する」と電話を切ったり、一週間たっても連絡がありません。</p> <p>4. 要望等記録制度の「要望」と市民の声制度の「要望」とはどのように違い、どのように使い分けているのか分かる文書を公開してください。</p>	不存在		政策企画室	広聴担当
令和8年 1月27日	令和8年 2月10日	<p>大阪市公正職務審査委員会の令和7年12月12日付「公益通報に係る審議結果について（通知）」には次のとおり記載されています。</p> <p>1 理由  <input checked="" type="checkbox"/> 第一義的には所属において対処すべき事項であるため(①②③⑤⑦⑨⑩⑫⑬⑭について)</p> <p>2 付言                      所属において調査その他の措置をとるなど適切に対処されたい。(①②③⑤⑦⑨⑩⑫⑬⑭について。ただし、政策企画室のみ。)</p> <p>この通知を受けて政策企画室で行われた対応(調査その他の措置)の内容や結果が分かる文書を公開してください。</p>	不存在		政策企画室	広聴担当